

県有庁舎等の維持管理業務委託契約に係る等級格付基準

(趣旨)

第一条 この基準は、「県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱」第5条第1項の規定に基づき、県有庁舎等の維持管理業務委託契約に係る委託業者の等級格付（以下「等級格付」という。）の基準を定めるものとする。

(等級格付対象業務)

第二条 等級格付は、次に掲げる業務について行うものとする。

- 一 清掃業務
- 二 警備業務（常駐）
- 三 設備運転管理業務
- 四 消防設備保守業務

(等級格付基準)

第三条 等級格付は、別表第1に基づき付与された数値の合計により、別表第2に基づき、A、B、Cの3等級又はA、Bの2等級に区分して行う。

(等級格付区分発注)

第四条 等級格付に対応する設計金額は、別表第3のとおりとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、区分を変更することがある。

附 則

- 1 この基準は、平成27年9月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成29年2月8日から適用する。
- 3 この基準は、平成30年3月5日から施行し、平成32年6月1日から適用する。
- 4 この基準は、平成31年3月1日から施行する。
- 4 この基準は、令和6年12月25日から施行する。

【別表第1】

(1) 県内における対象業務の売上高（総売上）

① 清掃業務

区分	2億円以上	1億円以上 2億円未満	3千万円以上 1億円未満	1千万円以上 3千万円未満	1円以上 1千万未満
点数	20	15	10	5	2

② 警備業務

区分	1億円以上	5千万円以上 1億円未満	2千万円以上 5千万円未満	5百万円以上 2千万円未満	1円以上 5百万未満
点数	20	15	10	5	2

③ 設備運転管理業務

区分	1億円以上	5千万円以上 1億円未満	2千万円以上 5千万円未満	5百万円以上 2千万円未満	1円以上 5百万未満
点数	20	15	10	5	2

④ 消防設備保守業務

区分	2千万円以上	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	百万円以上 5百万円未満	1円以上 百万未満
点数	20	15	10	5	2

(2) 県内における対象業務の売上高（官公庁）

① 清掃業務

区分	1億円以上	5千万円以上 1億円未満	2千万円以上 5千万円未満	5百万円以上 2千万円未満	1円以上 5百万未満
点数	15	10	5	3	1

② 警備業務

区分	5千万円以上	3千万円以上 5千万円未満	1千万円以上 3千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1円以上 5百万未満
点数	15	10	5	3	1

③ 設備運転管理業務

区分	5千万円以上	3千万円以上 5千万円未満	1千万円以上 3千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1円以上 5百万未満
点数	15	10	5	3	1

④ 消防設備保守業務

区分	1千万円以上	5百万円以上 1千万円未満	3百万円以上 5百万円未満	百万円以上 3百万円未満	1円以上 百万未満
点数	15	10	5	3	1

(3) 営業年数

区分	20年以上	10年以上 20年未満	10年未満
点数	5	3	1

(4) 自己資本比率

区分	40%以上	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
点数	5	4	3	2	1

(5) 流動比率

区分	200%以上	160%以上 200%未満	120%以上 160%未満	100%以上 120%未満	100%未満
点数	5	4	3	2	1

(6) 利益率

区分	10%以上	7%以上 10%未満	4%以上 7%未満	1%以上 4%未満	1%未満
点数	5	4	3	2	1

(7) 県内従事職員数（対象業務に従事する職員） ※）社会保険加入者である者

① 清掃業務

区分	50人以上	40人以上 50人未満	30人以上 40人未満	20人以上 30人未満	10人以上 20人未満	1人以上 10人未満
点数	20	15	10	5	3	1

ア 審査基準日時点において、35歳未満の若年者を3ヶ月以上継続して雇用している場合は、付与した数値に、1点を加点するものとする。

イ 従事職員数のうち若年者数の占める割合が、15%以上である場合は、付与した数値に、3点を加点するものとする。

ウ 審査基準日時点において、女性従事職員を3ヶ月以上継続して雇用している場合は、付与した数値に、1人につき1点を加点するものとし、5点を上限とする。

② 警備業務

区分	50人以上	35人以上 50人未満	20人以上 35人未満	10人以上 20人未満	1人以上 10人未満
点数	20	15	10	5	1

ア ①アと同様とする。

イ ①イと同様とする。

ウ ①ウと同様とする。

③ 設備運転管理業務

区分	30人以上	20人以上 30人未満	10人以上 20人未満	5人以上 10人未満	1人以上 5人未満
点数	20	15	10	5	1

- ア ①アと同様とする。
- イ ①イと同様とする。
- ウ ①ウと同様とする。

④ 消防設備保守

区分	30人以上	20人以上 30人未満	10人以上 20人未満	5人以上 10人未満	3人以上 5人未満	1人以上 3人未満
点数	20	15	10	6	3	1

- ア ①アと同様とする。
- イ ①イと同様とする。
- ウ ①ウと同様とする。

(8) 建築物の衛生的環境の確保に関する事業の登録状況

①清掃業務

(両方の登録をしている場合は、8号建築物環境衛生総合管理業の点数のみを付与するものとする。)

区分	8号建築物環境衛生総合管理業	1号建築物清掃業
点数	4	2

(9) 有資格者数 ※) 社会保険加入者である者

① 清掃業務

区分	建築物清掃管理評価 資格者(インスペクター)	清掃作業監督者	ビルクリーニング 技能士
点数	3	2	1

ア 1資格につき加点とするものとし、20点を上限とする。

ただし、1名が清掃作業監督者とビルクリーニング技能士の両方を取得している場合は、清掃作業監督者の点数のみを付与するものとする。

イ アで付与された合計数値が20点に満たない場合において、ビルクリーニング技能士の資格を取得しているパート従業員(雇用保険加入者であること)が、3名以上従事している場合は、1点を付与するものとする。

ウ 従事職員数のうち、ビルクリーニング技能士の資格を取得している者の占める割合が、50%以上である場合は、アで付与した合計数値に、1点を加点するものとする。

(上限点数に達している場合であっても、加点するものとする。)

② 警備業務

区分	30以上	20以上 30未満	15以上 20未満	10以上 15未満	5以上 10未満	1以上 5未満
点数	20	15	10	5	3	1

※) 対象資格は、次のとおりとする。

- ア 施設警備業務
- イ 交通誘導警備業務
- ウ 雑踏警備業務

③ 設備運転管理業務

区分	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	5以上 10未満	1以上 5未満
点数	25	21	17	13	9	5	1

※) 対象資格の種類は、次のとおりとし、資格の保有数を累積するものとする。

- ア 電気主任技術者 イ 電気工事士 ウ ボイラー技士
 エ 危険物取扱者（乙種第4類又は甲種のみ） オ 冷凍機械責任者
 カ 消防設備士 キ 消防設備点検資格者
 ク 建築物環境衛生管理技術者 ケ ビル設備管理技能士

④ 消防設備保守業務

区分	30以上	20以上 30未満	15以上 20未満	10以上 15未満	5以上 10未満	1以上 5未満
点数	20	15	10	5	3	1

※) 対象資格は、次のとおりとする。

- ア 消防設備士
 イ 消防設備点検資格者

消防設備士については、甲種の各類型及び乙種の各類型をそれぞれ1つの資格とし、また、消防設備点検資格者は第1種及び第2種をそれぞれ1つの資格とする。

(10) 障がい者雇用状況等

①障がい者雇用

区分	障がい者の雇用義務のない者が障がい者を雇用している場合	障がい者の雇用義務のある者が法定雇用率を超えている場合
点数	どちらかが該当する場合は、3点を付与するものとする。	

なお、付与された者のうち、審査基準日時点において、障がい者を3年間継続して雇用している場合は、付与した数値に2点を加点するものとする。

②障がい者就労支援

区分	審査基準日までの3年間において、障がい者の就労支援活動実績がある場合	実績がない場合
点数	2	0

(11) ISO取得状況

区分	ISO9001又はISO14001の認証取得	エコアクション21の認証取得
点数	2	1

(12) 防災への取組

区分	徳島県との災害支援協定を締結している	審査基準日までの3年間において、災害ボランティア活動を行った場合
点数	どちらかが該当する場合は、3点を付与するものとする。	

【別表第2】

①清掃業務

等級	付与数値の合計 (1 2 2 点満点)
A	点数の高い上位から 1 / 3
B	Aの次位から 1 / 3
C	それ以外

②警備業務

等級	付与数値の合計 (1 1 7 点満点)
A	点数の高い上位から 2 / 3
B	それ以外

③設備運転管理業務

等級	付与数値の合計 (1 2 2 点満点)
A	点数の高い上位から 1 / 3
B	Aの次位から 1 / 3
C	それ以外

④消防設備保守業務

等級	付与数値の合計 (1 1 7 点満点)
A	点数の高い上位から 1 / 2
B	それ以外

【別表第3】

①清掃業務

等級	設計金額
A	1千万円以上
B	5百万円以上 1千万円未満
C	5百万円未満

②警備業務

等級	設計金額
A	2千万円以上
B	2千万円未満

③設備運転管理業務

等級	設計金額
A	1.5千万円以上
B	1.5千万円未満

④消防設備保守業務

等級	設計金額
A	百万円以上
B	百万円未満

※B等級は、B業者及びC業者を選定